

公益社団法人茨城県看護協会定款細則

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 会員（第2条～第5条）
- 第3章 会費（第6条～第9条）
- 第4章 総会（第10条～第13条）
- 第5章 役員（第14条～第20条）
- 第6章 役員選挙（第21条～第28条）
- 第7章 理事会（第29条～第30条）
- 第8章 推薦委員会（第31条）
- 第9章 日本看護協会との関係（第32条）
- 第10章 事務局（第33～第35条）
- 第11章 会計（第36条）
- 第12章 補則（第37条～第38条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人茨城県看護協会（以下「本会」という。）定款第60条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会の手続)

第2条 正会員になろうとする者は、本会の指定する手続により、入会の申込みをしなければならない。

2 会長は、入会の申込み並びに入会金及び当該年度の会費の納入を受けたときは、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認したうえで、正会員名簿に登録しなければならない。

3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。

4 定款第9条の規定により除名された者は、総会におけるすべての正会員の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。

(退会の手続)

第3条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。なお、正会員が退会しようとするときは、会員証を添えて申し出なければならない。

2 前項の場合、会員は、退会届を提出した日をもって、会員の身分を喪失する。

3 第1項の申出を受けたときは、会長は、当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届)

第4条 会員は、本会に登録した住所又は勤務地が変更となる場合には、会長が別に定めるところにより変更を届け出なければならない。

(除名の手続)

第5条 会員が定款第9条第1項各号の規定に該当した場合、理事会は、本人の出席を求め、その弁明を聞き、真偽を調査した後、出席理事の3分の2以上の同意により総会に除名を提案することができる。

2 除名された者が再入会の申し出をした場合は、理事会における出席理事の3分の2以上の同意がなければ再び会員になることができない。

第3章 会費

(入会金)

第6条 正会員の入会金の額は、12,000円とする。

(会費)

第7条 本会の正会員の会費は、年額5,000円とする。

(会費の納入)

第8条 会員は、本会の指定する日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、入会した日の属する年度分の会費については、第2条第1項の定めるところによる。

2 定款第10条第6号により会員資格を喪失した場合は、会費を徴収しないものとする。

(会費の用途)

第9条 前条の入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の30パーセント以上を公益目的事業に使用する。

第4章 総会

(開催期日)

第10条 通常総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議によりこれを変更することができる。

(報告事項)

第11条 通常総会の報告事項は、定款第51条第2項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会報告
- (2) 監査報告
- (3) 職能委員会報告
- (4) 常任委員会報告
- (5) 特別委員会報告
- (6) 地区活動報告
- (7) ナースセンター事業報告
- (8) 母子保健センター事業報告
- (9) 公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）総会報告

(議決権の代理行使)

第12条 定款第18条に基づき表決を委任しようとする者は、当該総会の開催日前の会長が指定する日までに、総会を招集した者に委任状（様式第1号）を提出しなければならない。

(総会運営規則)

第13条 総会の運営に関し必要な事項は、法令及び定款並びにこの細則に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第5章 役員

(理事の構成)

第14条 会長、副会長、専務理事及び常任理事以外の理事のうち、3名を職能担当理事、9名を地区担当理事、1名を准看護師理事とする。

- 2 職能担当理事は、保健師職能、助産師職能及び看護師職能それぞれ1名とする。
- 3 地区担当理事は、別表に掲げる地区からそれぞれ1名とする。

(改選時期)

第15条 会長、副会長1名、常任理事1名、保健師職能理事、地区担当理事5名、准看護師理事及び監事1名は、奇数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

- 2 副会長1名、専務理事、常任理事1名、助産師職能理事、看護師職能理事、地区担当理事4名及び監事1名は、偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。
- 3 地区担当理事は、常陸太田・ひたちなか地区、土浦地区、つくば地区、筑西・下妻地区及び古河・坂東地区は奇数年次（西暦）に、水戸地区、日立地区、鹿行地区及び取手・竜ヶ崎地区は、偶数年次（西暦）に開催される通常総会においてそれぞれ改選する。

(役員の選出)

第16条 理事及び監事の選任方法は、選挙によるものとする。

(忠実義務)

第17条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第18条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第 19 条 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監事に報告しなければならない。

(監事への委任)

第 20 条 監事について必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、総会の決議により別に定める。

2 前項にかかわらず、法令並びに定款、この細則及び総会決議に反しない限りにおいて、監事はその協議により、監事の監査及び調査の実施方法等について必要な事項を定めることができる。

第 6 章 役員の選挙

(役員の選出)

第 21 条 理事及び監事（監事のうち 1 名を除く。）は、総会において正会員の中から正会員が選出する。

(選挙管理委員会)

第 22 条 理事及び監事の選挙を公正に執行するため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 議長は、総会において、正会員の中から次年度における選挙管理委員 3 人を定める。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選による。

(役員候補者)

第 23 条 理事及び監事に立候補しようとする者は、正会員 5 名以上の推薦を受けて選挙管理委員会が告示した受付期間内に届け出なければならない。

- 2 第 31 条に定める推薦委員会は、正会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に通常総会の 2 か月前までに送付しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前 2 項の役員の立候補者と推薦名簿を通常総会の 1 か月前までに正会員に告示しなければならない。

(投票時間)

第 24 条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第 25 条 理事及び監事の選挙は、記号を用いて行い連記無記名でこれを行う。

- 2 前項の投票は、定数に満たない記号数の票も有効とする。

(選挙の成立)

第 26 条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第 27 条 正会員会員の過半数の賛成を得た者から得票の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。

(選挙規程)

第 28 条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 7 章 理事会

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき（審議事項に特別の利害関係を有し、議決に加わることができないときを含む。）は、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(理事会運営規則)

第 30 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

第 8 章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第 31 条 本会に推薦委員会をおく。

- 2 推薦委員会は、本会の理事及び監事、推薦委員並びに日本看護協会の代議員及び予備代議員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。
- 3 推薦委員会は、9 名をもって構成する。
- 4 推薦委員は、総会において正会員から選任する。
- 5 推薦委員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 6 推薦委員のうち 1 名を委員長とし、推薦委員の互選によって、これを選任する。
- 7 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得て推薦しなければならない。
- 8 通常総会のために候補者を推薦しようとするときは、少なくとも総会の 2 か月前までに候補者名簿を会長に送付しなければならない。

第9章 日本看護協会との関係

(法人会員及び正会員)

第32条 本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。

2 本会の正会員は、本会を通じて日本看護協会の正会員となる。

なお、名誉会員で日本看護協会に正会員として加入を申請する者についても、本会を通じて日本看護協会の正会員となる。(但し、日本看護協会名誉会員は除く。)

第10章 事務局

(職員)

第33条 本会の業務執行のため、職員及び嘱託職員（常勤及び非常勤を含む。以下同じ。）をおく。

(給与等)

第34条 職員及び嘱託職員の就業及び給与に関しては、理事会の決議により別に定める。

(組織及び運営)

第35条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第11章 会計

(会計処理規程)

第36条 本会の会計は、理事会において別に定める会計処理規程によりこれを処理する。

第12章 補則

(細則の変更)

第37条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第6条「入会金」及び第7条「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

(委任)

第38条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、理事会は、総会の決議によることが相当と認める場合には、定款第13条第9号に基づき、総会の決議を求めることができる。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 この定款細則は、平成28年6月24日から施行する。

附則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この細則は、令和5年6月16日から施行する。※名誉会員及び賛助会員の創設

別表（第 14 条関係）

地区名	地区を構成する市町村名
水戸地区	水戸市，笠間市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町
日立地区	日立市，高萩市，北茨城市
常陸太田・ひたちなか地区	常陸太田市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，東海村，大子町
鹿行地区	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市
土浦地区	土浦市，石岡市，かすみがうら市
つくば地区	つくば市，常総市，つくばみらい市
取手・竜ヶ崎地区	龍ヶ崎市，取手市，牛久市，守谷市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町
筑西・下妻地	結城市，筑西市，下妻市，桜川市，八千代町
古河・坂東地	坂東市，古河市，五霞町，境町

委 任 状

年 月 日

公益社団法人茨城県看護協会
会 長 様

私は、次の者を代理人に定め下記の権限を委任いたします。なお、当該代理人が下記〇〇総会に出席できない場合（開会の時点で入場手続を終了していない場合をいう。）又は代理人欄に記載がない場合には、公益社団法人茨城県看護協会長（会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ順序を決定した副会長）に下記権限を委任いたします。

代理人氏名 _____

記

〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇年度公益社団法人茨城県看護協会〇〇総会に出席し、議決権を行使する一切の権限

■施設名 _____

■会 員 計 _____ 名

No	県会員 No	会員名	印	No	県会員 No	会員名	印
1				11			
2				12			
3				13			
4				14			
5				15			
6				16			
7				17			
8				18			
9				19			
10				20			